

# 苫小牧市沼ノ端クリーンセンター余剰電力売却仕様書

## 1 概要

### (1) 適用範囲

本仕様書は、苫小牧市沼ノ端クリーンセンターの余剰電力の売却について適用する。

(2) 件名 苫小牧市沼ノ端クリーンセンター余剰電力売却

(3) 供給場所 苫小牧市字沼ノ端2番地の25 苫小牧市沼ノ端クリーンセンター

(4) 業種 一般廃棄物の焼却施設

(5) 発電設備 出力2,000kW

### (6) 供給電気方式等

ア 電気方式 交流3相3線式

イ 供給電圧 6,600V

ウ 周波数 50Hz

エ 本線 1回線

### (7) 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点

北海道電力株式会社の31画75区97図76番62の19号柱より引込みの苫小牧市（以下「供給者」という。）所有の苫小牧市沼ノ端クリーンセンター構内第1柱に施設した供給者の区分開閉器電源側接続点

## 2 売却仕様

(1) 契約方法 単価契約

(2) 供給期間 令和6年4月1日0時から令和7年3月31日24時まで

(3) 予定売却電力量 3,819,000kWh

(4) 認定発電設備 本施設は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に規定されるバイオマス発電設備の認定を受け、再エネ特措法で定められた買取期間満了を迎えている。

(5) バイオマス比率 翌月月初めに報告するバイオマス比率による。

(6) 売却単価区分等

ア 売却単価区分は次のとおりとする。

バイオマス相当分電力量	平日昼間 時間帯(注)	夏 季	2 9 6, 1 8 8 kWh
		冬 季	2 0 3, 8 1 8 kWh
		その他季	6 2 6, 2 1 4 kWh
	その他時間帯		1, 4 5 3, 0 8 0 kWh
非バイオマス相当分電力量	平日昼間 時間帯(注)	夏 季	1 6 2, 8 1 2 kWh
		冬 季	1 2 3, 1 8 2 kWh
		その他季	2 5 2, 7 8 6 kWh
	その他時間帯		7 0 0, 9 2 0 kWh
合 計			3, 8 1 9, 0 0 0 kWh

(注) 平日昼間時間帯とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日を除く昼間時間帯とする。

イ 電力売却量の売却単価は次の時間帯区分による。

時 間 帯 区 分		
平日昼間 時間帯	夏 季	毎年7月1日から9月末日までの午前8時から午後10時までの時間
	冬 季	毎年12月1日から2月末日までの午前8時から午後10時までの時間
	その他季	夏季・冬季以外の午前8時から午後10時までの時間
その他時間帯		平日昼間以外の時間帯

(7) 売却電力の環境に関わる付加価値の帰属

本施設は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に規定されるバイオマス発電設備の認定を受け、再エネ特措法で定められた買取期間満了を迎えているため、卒FIT電源として、売却電力には環境価値を含むものとし、その付加価値は全て需要者に帰属する。

なお、供給者は毎月ごみ組成分析によるバイオマス比率を算定する。

(8) 余剰電力の計量

ア 毎月の売却電力量の計量は、沼ノ端クリーンセンターの供給場所に設置された一般送配電事業者の取引用電力計を介して、行うものとする。

イ 計量日時は供給者、需要者が協議の上、毎月定めるものとし、計量結果の記録を取り交す。

ウ 毎月の売却電力量の算定期間は、毎月の1日から末日までの期間とする。

エ 計量装置に不具合が生じたときは、その期間内の売却電力量についてその都度、供給者、需要者と協議して決定するものとする。

### (9) 電力料金の算定及び支払い

- ア 需要者は供給者に電力料金を毎月支払うものとし、電力料金は前号によって計量された売却電力量に契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を乗じて得た額とする。
- イ アの電力料金に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- ウ 供給者はア及びイにより算定された当該月分の電力料金を翌月の10日までに需要者に請求し、需要者は請求書を受領した日の属する月の末日まで（その日が金融機関の休業日の場合はその前営業日）に支払うものとする。

### (10) 電力供給上の協力

- ア 供給者は、原則として月1回の頻度で余剰電力供給計画を提出する。
- イ 余剰電力が、余剰電力供給計画とかけ離れる事態が生じた場合、あるいは生じる恐れがある場合及び余剰電力供給計画を変更する場合は、供給者は、需要者に対し速やかに通知する。

## 3 その他

### (1) 権利義務の譲渡等

需要者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ供給者の承諾を得た場合にはこの限りでない。

### (2) 売却電力の増減

- ア 予定売却電力量は、バイオマス比率、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態又は故障等により変動する可能性があるが、供給者はその予定売却電力量に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。
- イ 供給者から需要者に発電計画を提示した場合、供給者は計画値に過不足が発生しないように努めるものとするが、過不足が発生した場合であっても供給者は何らの義務を負うものではないものとする。

### (3) 接続供給契約

- ア 余剰電力の供給のために別途需要者と一般送配電事業者の接続供給契約が必要となる場合は、需要者は自らの負担で一般送配電事業者と接続供給契約を遅滞なく締結し、必要な部分の写しを供給者に提出するものとする。
- イ 接続検討の申込みについては、供給者の負担で供給者が行う。供給者は、需要者が接続供給契約を締結する際に本契約期間に限って、需要者が接続検討回答書を使用することを認めるものとする。
- ウ 接続供給契約に必要な費用負担が生じた場合には、需要者が負担する。

### (4) 発電量調整供給契約

- ア 需要者は、計画値同時同量制度における発電契約者として、供給者の発電設備を含む発電バランスンググループを形成し、需要者の責任と負担で一般送配電事業者と適切な内容で発電量調整供給契約を締結するものとする。なお、発電契約者とは、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する者をいい、供給者は発電契約者にならないものとする。
- イ 需要者は発電契約者として、計画値同時同量制度における発電計画等の各種計画を作成し、電力広域的運営推進機関に提出するものとする。

### (5) インバランス調整について

インバランス調整については需要者の責任にて行い、一般送配電事業者からインバランス供給を受けた場合も、需要者にてインバランス料金を負担するものとする。

(6) 通信設備等

ア 当該地域を管轄する一般送配電事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、需要者の財産とし設置工事については、需要者の負担で設置する。

イ 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、需要者の負担で撤去する。

(7) 契約期間について

本契約の期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、契約期間内に供給者、需要者合意の下、1年間の延長更新を可能とするものとし、以後も同様とする。

(8) 協議

その他、仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに基づるものとし、供給者、需要者協議により定める。

(9) 添付資料

- ・ 令和6年度月別予定売却電力量
- ・ 売却電力量実績 令和2年度～令和5年度
- ・ バイオマス比率実績 令和2年度～令和5年度
- ・ 令和6年度沼ノ端クリーンセンター運転計画

令和6年度 月別予定売却電力量

(kWh)

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
バイオマス相当分	時間帯区分	平日昼間	110,660	94,607	80,334	108,080	76,180	111,928	155,100	100,655	54,058	116,564	142,816	190,158	1,341,140
		その他	177,000	170,000	98,000	162,000	110,000	159,000	195,000	148,000	86,000	97,780	44,600	5,700	1,453,080
非バイオマス相当分	時間帯区分	平日昼間	35,340	36,393	81,666	60,920	42,820	59,072	16,900	46,345	53,942	53,436	66,184	80,842	633,860
		その他	57,000	66,000	101,000	91,000	61,000	83,000	22,000	68,000	85,000	44,220	20,400	2,300	700,920
合計			380,000	367,000	361,000	422,000	290,000	413,000	389,000	363,000	279,000	252,000	174,000	129,000	3,819,000

時間帯別の売却単価については、次の区分による

時間帯区分		
平日昼間 時間帯 (※)	夏季	毎年7月1日から9月末日までの午前8時から午後10時までの時間
	冬季	毎年12月1日から2月末日までの午前8時から午後10時までの時間
	その他季	夏季・冬季以外の午前8時から午後10時までの時間
その他	平日昼間以外の時間帯	

夏季	459,000 kWh
冬季	487,000 kWh
その他季	1,029,000 kWh
その他時間帯	1,844,000 kWh

(※)ただし日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日を除く昼間時間帯とする。

売却電力量実績  
令和2年度～令和5年度

(kWh)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和2年度	昼間	175,698	203,273	191,384	199,571	142,693	190,214	252,376	214,367	132,582	152,920	85,748	213,719	2,154,545
	夜間	254,339	310,389	242,778	306,956	212,121	268,505	307,592	288,906	237,760	286,676	139,442	286,110	3,141,574
	合計	430,037	513,662	434,162	506,527	354,814	458,719	559,968	503,273	370,342	439,596	225,190	499,829	5,296,119
令和3年度	昼間	118,226	187,564	234,039	242,681	150,504	190,431	247,393	199,307	89,173	180,862	68,374	144,005	2,052,559
	夜間	220,575	356,365	288,371	363,729	219,156	246,703	305,413	260,118	157,815	290,560	120,448	174,295	3,003,548
	合計	338,801	543,929	522,410	606,410	369,660	437,134	552,806	459,425	246,988	471,422	188,822	318,300	5,056,107
令和4年度	昼間	173,680	118,962	220,173	157,968	168,255	118,853	205,159	110,479	197,134	52,201	131,745	111,927	1,766,536
	夜間	266,977	237,668	259,429	232,810	232,893	188,825	273,478	198,351	246,127	110,776	161,439	157,819	2,566,592
	合計	440,657	356,630	479,602	390,778	401,148	307,678	478,637	308,830	443,261	162,977	293,184	269,746	4,333,128
令和5年度 (参考)	昼間	291,666	261,982	299,780	328,577	298,070	158,016	204,384	187,588					2,030,063
	夜間	194,737	91,185	168,246	140,954	202,174	212,266	324,113	284,744					1,618,419
	合計	486,403	353,167	468,026	469,531	500,244	370,282	528,497	472,332					3,648,482
3年平均	昼間	155,868	169,933	215,199	200,073	153,817	166,499	234,976	174,718	139,630	128,661	95,289	156,550	1,991,213
	夜間	247,297	301,474	263,526	301,165	221,390	234,678	295,494	249,125	213,901	229,337	140,443	206,075	2,903,905
	合計	403,165	471,407	478,725	501,238	375,207	401,177	530,470	423,843	353,531	357,998	235,732	362,625	4,895,118

バイオマス比率実績  
令和2年度～令和5年度

	(%)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
令和2年度	-	-	-	66.4	53.8	-	-	79.7	-	-	69.7	-	66.7
令和3年度	-	-	-	72.9	46.8	-	-	52.3	-	-	70.5	-	60.8
令和4年度	75.7	72.1	49.4	64.0	64.2	65.6	90.0	68.5	50.2	68.7	68.4	70.2	67.2
令和5年度 (参考)	60.0	74.2	64.1	70.0	59.6	67.0	55.8	62.6					64.9
3カ年平均	75.7	72.1	49.4	67.8	54.9	65.6	90.0	65.8	50.2	68.7	69.5	70.2	64.9

# 令和6年度 沼ノ端クリーンセンター運転計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1号炉	← 10日 →		← 4日 13日 →	← 1日 →		← 2日 →
2号炉	→ 20日 ←	← 23日 →	※5日 3日 → 11日 24日 ←	← 18日 →		→ 15日 ←

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	→ 4日 ←	← 13日 26日 →		← 28日 →		
2号炉	← 21日 →	※6日 5日 → 13日 15日 ←		→ 2日 ←		

※6月5日～6月11日、11月6日～11月13日は全休炉に伴うタービン発電機の発電停止

↔ : 運転中